

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
 新旧対照表

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>附 則</p> <p>1～3 省略<br/>                     (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>4 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に対する第5条第3項の規定の適用については、施行日から起算して10年を経過する日までの間、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。</p> <p>5～11 省略</p> | <p>附 則</p> <p>1～3 省略<br/>                     (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>4 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に対する第5条第3項の規定の適用については、施行日から起算して5年を経過する日までの間、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。</p> <p>5～11 省略</p> |